

中小企業退職金共済制度

のご案内

単独では従業員の退職金制度を設けることが困難な中小企業の実情を考慮して国等の援助を得ながら退職金制度を確立し、中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定、そして中小企業の振興と発展のために、「独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部」（以下、「中退共本部」）が運営する「従業員のための退職金積立制度」です

従業員の確かな安心と
節税を同時に実現！

中小企業退職金共済の^{お得}ポイント

1) 掛金は、全額損金・必要経費

- ◎掛金 月額 5,000円～10,000円まで 1,000円刻み（短時間労働者は、2,000円から選択可）
月額10,000円～30,000円まで 2,000円刻み

2) 国の掛金助成制度があります！

- ◎初めて中退共制度に加入した事業主に対して、加入後4か月目から1年間、国が助成します。（新規加入時、最高6万円の補助があります。）
- ◎月額変更増額時助成もあります。

3) 掛金月額は、いつでも増減可能

- ◎増額は簡単な手続きで随時可能です。減額は当該従業員の同意が必要となります。

4) 管理が簡単です！

- ◎掛金は口座振替です。
- ◎従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせ致します。

5) 退職金は直接従業員へ

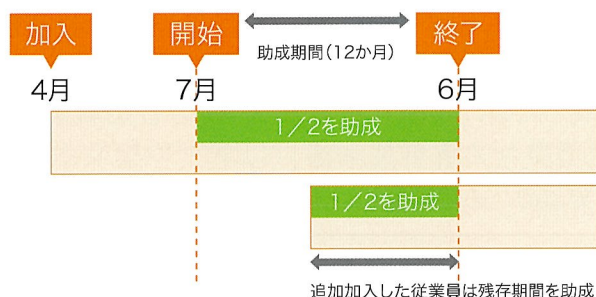
国が作った 従業員の退職金制度だから...



37万事業所・351万人の従業員が加入
(令和元年6月末日現在)



新規加入助成 ⇒ 加入後4か月目から1年間、国が助成

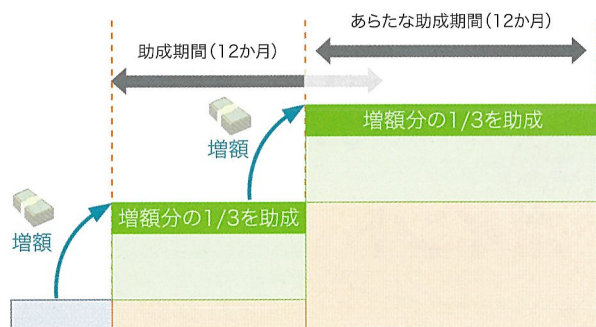


初めて中退共制度に加入した事業主に対して、助成期間中は加入している従業員の掛金月額 $\frac{1}{2}$ (従業員ごとに上限5,000円)を助成します。短期間労働者の特例掛金月額は、掛金月額の $\frac{1}{2}$ にさらに300円~500円を上乗せして助成します。

※同居親族のみを雇用する事業主、存続厚生年金基金(解散存続厚生年金基金)から移行してきた事業主等は助成対象外となります。

※助成期間中に追加加入者がいた場合は、残りの助成期間について当初加入者同様に助成が受けられます。

月額変更助成 ⇒ 増額する月から1年間、国が助成



18,000円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の $\frac{1}{3}$ を増額した月から1年間国が助成します(過去に20,000円以上の掛金月額を納付したことがある従業員分は対象外)

※同居親族のみを雇用する事業主は助成対象外

※なお、助成期間中に再び掛金月額を増額した場合は、前の増額による助成は打ち切られます。

地方自治体による助成 ⇒ 市町村によっては加入奨励助成

国からの掛金助成制度のほかに、中退共加入企業に対し独自で掛金助成を行っている地方自治体があります。助成内容については各市町村にお問い合わせください。

加入資格 以下の資本金または従業員数の要件を満たせば加入できます！

業種	資本金	従業員数
一般業(製造・建設等)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

または

加入させる従業員

全員加入(国籍を問いません)が原則です
ただし、次のような人は加入させなくてもよいことになっています

- ①期間を定めて雇われている人
- ②季節的業務で雇用される人
- ③試用期間中の人
- ④短時間労働者
(1週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、週30時間未満の人)
- ⑤休職期間中の人
- ⑥定年などで短期間内に退職することが明らかな人

※「常時使用する従業員数」は、パート・アルバイトや事業主など会社の役員はカウントしません

当制度は、1年未満(1~11か月)の解約は掛け捨てとなります。



取扱機関名

一般社団法人
TKC企業共済会

お問い合わせ・お申込は当事務所の担当者までお気軽に！

◎中小企業退職金共済制度パンフも併せてご覧下さい

2020.03